

議 事 日 程 （第3号）

令和3年3月12日（金曜日）午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第15号 東白川村常勤の特別職職員の令和3年度における期末手当の割合の特例に関する条例について
- 日程第3 議案第16号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第17号 東白川村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第18号 東白川村営住宅の設置及び管理に関する条例及び東白川村営その他住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第19号 令和3年度東白川村一般会計予算
- 日程第7 議案第20号 令和3年度東白川村国民健康保険特別会計予算
- 日程第8 議案第21号 令和3年度東白川村介護保険特別会計予算
- 日程第9 議案第22号 令和3年度東白川村簡易水道特別会計予算
- 日程第10 議案第23号 令和3年度東白川村下水道特別会計予算
- 日程第11 議案第24号 令和3年度東白川村国保診療所特別会計予算
- 日程第12 議案第25号 令和3年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第13 議案第26号 令和2年度東白川村一般会計補正予算（第10号）
- 日程第14 閉会中における議会運営委員会の継続調査について

出席議員（7名）

1番	安江真治	2番	安保泰男
3番	安江健二	4番	今井美和
5番	今井美道	6番	桂川一喜
7番	樋口春市		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村長	今井俊郎	教育長	神戸誠
副村長	桂川憲生	総務課長	今井明德
村民課長	安江修治	地域振興課長	村雲修
産業振興課長	伊藤秀人	建設環境課長	有田尚樹
教育課長	安江任弘	会計管理者	今井英樹
国保診療所 事務局長	河田孝	保健福祉課長	安江透雄

監査委員 安江弘企

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局
書記 居石浩之

◎開議の宣告

○議長（樋口春市君）

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（樋口春市君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、3番 安江健二君、4番 今井美和君を指名します。

ここで暫時休憩とします。休憩中に全員協議会を開催し、10日に引き続き新年度予算の全協質疑を行っていただきます。

午前9時35分 休憩

午前11時08分 再開

○議長（樋口春市君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第15号から議案第25号までについて（質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

上程中の日程第2、議案第15号 東白川村常勤の特別職職員の令和3年度における期末手当の割合の特例に関する条例についてから日程第12、議案第25号 令和3年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算までの11件について一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑がある場合は挙手をし、自己の番号を教えてください。

[挙手する者あり]

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

今回関連議案として出されている議案第18号の村営住宅の設置及び管理に関する条例についての質問をしたいと思います。

附則にあります改正後とそれから改正前の条例に鑑みて、改正前の段階で今度改正後の使用料ですね、要は料金が値上がってしまう人を10年間据え置くという部分の附則の部分について御質問するわけですが、ここに10年というしっかりとした期日が附則に書かれているわけですが、この条例自体は、例えば10年間の間に社会情勢を鑑みると料金改正も本当はあり得るのではないかと

思います。要は村営住宅ですから。それで、実は何が起ころうがこの附則が有効になってしまって、10年間この対象者に限っては条例改正が及ばないということになってしまうのか、ここに10年間と書いてあっても、今後社会情勢が変わっていくことによって、村営住宅のほうの管理するための設置条例の変更をしたときには、この附則自体も一旦考え直すことができるのかという法的な問題のちょっと質問なんです。

意図ではなくて、意図はもう前に全協でお伺いしましたので分かったんですけど、条例の附則にこんなふうに10年と書いてしまうと、そういうことが可能になるのかどうかということをお調べしてあるかどうかと質問します。

○議長（樋口春市君）

建設環境課長 有田尚樹君。

○建設環境課長（有田尚樹君）

今議員が言われる不測の事態が生じた場合は、この附則の改正というものをする場合があると思われまます。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

一般会計予算で質問をいたします。

ページ数は111ページ、説明のところのふるさと納税事業について質問いたします。

この返礼品に関して、ふるさと納税2,000万円を見込んで返礼品のお金をここに組んであるわけですが、なかなかこの幾らもらえるというのは組みにくいと思うんですけども、昨年度と比較してこれくらいということなのか、何を基準にこのお金を設定されたのかまずお聞きします。

○議長（樋口春市君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

今回の予算に関しましては、令和2年度の実績を踏まえてという形で予算化させていただきました。

歳入のほうの見積りにつきましては2,200万円を予算計上させていただきます。ただ、返礼品の関係といえますか、2,000万円といったのは、クレジットカードの手数料関係を2,000万円程度というふうで積算したということで御理解いただきたいと思います。

その積算の根拠でございますのは、去年の12月頃の歳入状況を踏まえて2,200万円ぐらい毎年それでやっていますのでお願いできないかというふうで、ちょっと若干希望も込めてですけども、予算計上させていただいています。お願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

分かりました。

ふるさと納税、平成30年のときには4,415万5,000円と、すごくたくさんの皆様からの御寄附をいただいたわけですが、とてもありがたい財源です。これを総務省の規定というか、3割負担ということになったことで、これだけ少なくなっていったわけですが、今後新たにこれを増やしていく取組というかがあればお知らせください。

○議長（樋口春市君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

失礼します。

これにつきましては随時新しいものを、例えば新世紀工房さんですとかふるさと企画さんとかからこういうものというような御提案をいただきますので、そういうところで新しいもの、目新しいもの、基本的には地元のものというものですのでそれをしっかり把握しながら魅力ある返礼品、返礼品だけのものではないと思いますけれども、魅力ある返礼品がありますと多分納税も増えると思いますので、そこにつきましては私たちもしっかり調査しながら進めさせていただこうと思います。お願いいたします。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

1番 安江真治君。

○1番（安江真治君）

この後、賛成討論する予定なんですけど、さっきの4月からワクチン接種が始まって、年内にも感染終息に向かうことが期待されますが、その後のアフターコロナの村の姿というのは以前のような状態に戻していくのが望ましいというところなのか、少し違った感じになっていくのかというのはどのように村長は認識しておられますか。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

お答えします。

アフターコロナ、あるいはコロナと共生する社会、新しい生活様式というような表現で今それぞれ議論がされていることについての御質問かと思えます。

ワクチンの接種が、希望される方全員に打ち終わって、集団免疫が完成して、感染に対してそれほど心配がない状態、これが終息宣言、これは政府がされることだと、専門家の意見を聞きながら

されることだと思いますので、そういった状態になったときは今までのような生活に戻っていくであろうと思います。

ただ、新しい感染症という議論もあったり、あるいは感染症の変異というのも盛んに恐れられておる状況の中で、細かい話ですけど、手を洗うことだとかマスクをしてそれぞれ人と接することだとか、そういったことって当面の間、生活習慣として村民の皆さんに持っておっていただかないといかんのではないのかなという考えは思います。

というのは、今年度、東白川で、インフルエンザで診療所にかかった人はゼロでした。これはなぜかという、インフルエンザもこれで予防ができたのではないかということもありますので、なかなか不自由な生活かもしれませんが、手洗いですとか外出の後の手洗いですとかこういったときのマスク、これは本当に完全に安全というのは医学的にも証明されるまではかなり気をつけておったほうがいいのではないかなという感じは思います。

ただ、経済のことですとかそれから社会生活のことで、少しでも早く安息の日々が来て、今までのような活動がしていただけるのを待っているのは皆さんと同じ考えだと思います。

今年のところで推測すれば、いろんな団体の総会なんかの活動についてもできる限り感染予防に気をつけながらやっていただいて、コミュニケーションをしっかりとっていくことに戻しましょうよということを、私としては方針として出してそれぞれ団体にもお願いをしております。

地域交流会の御議論もあると思いますし、それから各団体の総会での意見交換、こういった御議論もあると思います。できればそういったことは少しずつ日常に戻していきたい。当然、感染防止に努めながらという形です。

ちょっと幅広い生活様式の中ですので、村民の皆様方がそれぞれ気をつけていただくことは、そのレベルによって、またCATV等を使ってしっかりとお伝えをしていきますし、あまり考えたくないんですが、また感染が拡大してくるようなことになれば、またこれはそういう生活が続いてしまうということも意識をしながらやっていかないと、集団免疫という考えがワクチンにあるというお話もしたとおりで、皆さんが気をつけないと、一人でもそういうことで感染してしまうとその家庭の中も大変なことになりますし、一番困るのは御本人で後遺症のこともございますので、予算編成の一番最初の重点項目に上げた対コロナ対策、これについては私ども行政も当然ですが、一番の課題は村民の生命を守る、健康を守るというのを、コロナに対して一番基本に据えているいろんなことを考えていきたい。

基本的なお答えをすると、そういうことになろうかなというふうに思います。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

今回村長に、予算議会ということで、項目立てをしなくて村長に予算を立てるときのお考えをち

よっとぜひ伺いたいと思います。

全協質疑も通じまして、村長がおっしゃっていた中に行政がやることはやっぱり平等性が必要であるということは何度かおっしゃっていたのと同時に、残念ながらお金がないという財政的に厳しいという言葉も予算立ての中に入っているということも伺わせていただきました。

その中で、どうも1点ちょっと気になるところは、予算を使う相手の対象となる人数というものに結構むらがありまして、あるものは全村民を対象、全戸対象であったり、あるものは特定の地区であったり、あるものは特定の業種であったりということで、分母がころころ変わります。

そうすると、出すほうの金額も当然変わるわけですが、平等であるという村長のおっしゃっている中身と、それから受け取る側の分母との兼ね合いで、ある特定のところに大量のお金が、補助金であるとか事業であるとかいう形で動く、でもそうじゃないところは意外と動かないというところの差がやっぱり存在します。これはもう当然、当たり前です。もうとにかくお金を使うときにそんなのは一定になるはずもなく、なのであえて予算議会でもありますので、村長のお考えの中で、要は何と言うのかな、不平等ということはちょっとあえて使うのはおかしいですので、そうじゃなくて政策的に、だから差をつける、要は差をつけるのはいいですね、だからこの場合は差がついているんだというところを、まず1つは村民の中で特定の差がついているときという考え方のときに、村長はどのような御判断であえて政策的に差をつけているかということ。

それからもう一個は、先ほどの全協で質問したとおりに、村外者と村内者に最終的な受益があるものも結構多々あるかと思います。そのときの判断となる村長のお考え方をぜひお聞かせ願えればと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

御理解いただいていると思いますけど、それぞれ政策には目的がありますので、公平・不公平という物差しだけではないですよというのがまずあります。これは今議員もおっしゃったとおりです。

将来的な制度設計もしてそこへ誘導していくための予算措置もする政策もありますし、今困っている方に、直接今手を差し伸べていかなきゃいけないということで、あるいは業種であったり、あるいは地域であったり、いろんな団体であったりというようなことで政策を組み立てる場合もあります。これは一般的なことを言えば、よく議論する重点順位、どちらを先にやるべきだろうかと、この判断は我々がさせていただいて、それについて議会に提案をしてよろしいですかという御説明をして、それで決まっていくという、これが民主主義の大前提のルールだと思います。

それから、村外と村内という対象者がということですけど、あくまでも全部村内のためにやっていることです。これはちょっと考えていただければ分かることであって、村外の方の消費者を村内へ呼び込むということは何のためにやっておるかということは、村内の業者さん、あるいは村内の産業、これを育成するための目的がそこにあるわけであって、ひいて言えば例えば商店のことが先ほど議論、多分メンバーズカードのこととかそういうことに波及してくるのではないのかなと思う

んですけど、実は村民の皆さんも、商店が残っていることによってどれだけ便宜性というか、生活の利便性を担保できるか、こういうこともありますので、その個人のお店が繁盛するということだけではなくて、そこにいろんな業種の方が存在していただけることが、ひいては村民生活に不便でなくなるというか、もっと言えば豊かになる。このために村外の方にも村で消費をしていただいて、商売がうまくいくようにする、こういう目的があってやっております。

例えばフォレストスタイル事業も、対象は一部の事業なんですけど、その下にすごい東白川の特性であって、下請業者さん、あるいは関連業者さん、そして何よりも村の資産である材木をお金に換えていけるという仕組みがあるわけで、その受皿としてフォレストスタイル事業があると、こういう考えで、いつも私は事業を組み立てていっております。

お答えになったかどうか分かりませんが、質問の趣旨を考えるとこういう答えになります。

[挙手する者あり]

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

本当にありがとうございます。全協を通じたり、今までの議員活動、それから議会活動を通じて村長の思いは何も今初めて聞いたことではないこともちゃんと理解しています。

ただ、僕ら議員として住民の前で村政を説明するとき、自治体には中間管理職と同じように村長の思いに対して、やっぱり住民にも村長の思いを、議会を通したものは特に責任を持って伝えることにはなりますけど、どうしても疑問点がある程度ある場合、そこで住民の疑問に答えなきゃいけないという私たちは責務があって、頑張ってはおりますけれども、できれば村長のこの思いというのは、できる限りダイレクトに村民にお伝え願えたほうが僕らの負担が減るとしたら変ですけど、やっぱりこの議論を十分やり通そうと思うと、やっぱりこの思いは村長は直に住民にちゃんとお伝えいただき、必ずどんな政策でも反対の意見というのは出てくると思います。それを僕たちがすくい上げてきてここで議論するというのが、議会としてはいい運営ではないかと僕自身は考えておりますので、ちょっと今後の広報について、もう少し住民にダイレクトに村長の思いを伝える機会というのをぜひ増やしてほしいと思いますので、最後にこのお答えをお願いいたします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

十分意識をしながら現在も毎月の広報を1ページいただいて、その都度その都度で私が皆さんに訴えたいことだとか、あるいは予算の内容であったりとか、今年度はこういう思いで予算を組みました、4月号はそれで今原稿を書きかかっております。十分ではないことは承知をしております。なお一層努力せよという御指摘でございましたので、努力をしてみたいです。

また、CATVでの毎月1日放送の村長室からでも、その都度都度のテーマで村民の方に直接お話をしております。先ほど1番議員で御質問があったコロナの対策のところでも、これから村民の

皆さんに気をつけていただきたいこと、あるいはコロナ対策でこれだけの展開をするよというようなことも令和2年度についてきめ細やかにやってきたつもりではございますが、まだまだ足りないということも承知しておりますので、なお一層努力したいと思います。

それから、先ほど総会の議論をちょっとさせていただいたんですけど、簡単なほうがいいからということで書面議決になるような風潮に対して、今一生懸命私は抵抗をして、抵抗というのはちょっと大げさですが、読んでください。PTA総会のお話もしたとおりなんですけど、各団体へも邪魔して、例えば園芸振興会でも役員会でいいから呼んでくださいよと、今年の予算の中身はこうで、こういう期待をしていますよということを直接伝えていきたいなという考えでこれからも活動してまいります。

ちょっと残念なのは、村長と語る会という制度が実はまだ生きていて、ホームページにもあるんですけど、最近全然申込みがない。もう一つは、村づくり委員会、美しい村づくり委員会に実は移住者の方が村長と直接いろんなことを要望できるので、毎月1回あるんですけど、もう結構来ていただいているんですが、残念ながら今までの方は2人か3人しか。ここをもうちょっと掘り起こしたいなと担当とは今話をしておるんですけど、なかなか夜一日疲れた後にそういうことに対して体を動かして参加しようかという魅力がまだないのかなという反省はしながら、議会の皆さんもたまにはのぞいていただくと、いろんな方の御意見も聞けるし、これは議員活動でどう関わるかはそれぞれ御自分の判断によりますけど、来ていただいても全然構いません、ウエルカムでやっております。

最近、村外の方にも機会があれば呼びかけをして、ふるさと納税の議論の中にあつた例のNPO法人の今度の取組なんかも、実は、裏には村づくり委員会で交流した黒川の方が東白川の役に立ちたいという思いに至っていただいてそういう話が投げかけられたと、これがまさに関係人口をつくったかなというふうに私は思っていますけど、いろいろ成功例もありますので、できれば今おっしゃったとおりの趣旨をわきまえながら、もっと表に出ていきたいなというふうには思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

ありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔挙手する者なし〕

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔挙手する者あり〕

1番 安江真治君。

○1番（安江真治君）

新型コロナウイルス感染症の拡大により、1月には昨年につき2度目となる緊急事態宣言が発出されました。

岐阜県は2月末をもって宣言解除となりましたが、再度感染拡大の危険があるため、引き続き行動を制限される状況が続いています。こうした状況は既に1年以上続いており、地域の経済にも暗い影を落としています。多くの事業者は先行きに不安を感じており、村民の多くが不満や不安を抱えながら生活しています。

そんな中で、4月からは新型コロナウイルスワクチンの接種が開始されます。これにより感染を抑え込み、以前のような生活を取り戻すことが期待されています。

令和3年度は、アフターコロナ、コロナ後の新しい生活様式を取り入れつつ、コロナ前の生活を取り戻していく重要な1年となります。その令和3年度東白川村の予算案は、一般会計が24億9,100万円、特別会計の総額が12億2,390万円、合わせて37億1,490万円が示されました。

一般会計の予算では前年度に比べ1億1,400万円の減少となっていますが、医療、福祉、教育といった分野にはこれまでどおりの予算が充てられ、高齢者や障害者の支援として従来どおりの福祉サービスが提供されます。

さらに、越原センターの改修により、再び地域の人々の交流が活発になることが期待されます。

村長が村の財産と言われる子どもたちに対しては、子育て世代包括支援センターを中心として、さらなる支援事業の充実が期待されます。

また、小・中学校においてタブレット端末の整備等によってICT教育環境を向上されたことは高く評価されます。今後、小規模・少人数教育の研究と検討を進め、さらなる教育環境の充実に向けて努力されることを希望します。

近年は、全国各地で豪雨災害が相次ぎ、県内では昨年より地震も頻発しています。こうした災害から地域を守るため、曲坂及び西洞での砂防事業や村内に多くある橋の点検・補修事業が進められます。

また、様々な土地改良事業、道路改良事業等を活用して道路整備、排水路の整備や防火水槽の整備が行われ、安全な地域づくりが進められることは重要であります。

新型コロナウイルス感染症による経済的打撃は産業全般にわたって深刻であり、この立て直しが重要な課題となっています。

本村では、木材関連の事業に多くの人が携わっており、林業活性化担い手育成事業等の支援策が継続されることは重要であります。

さらに、フォレストスタイルによる住宅販売の強化を図り、村内の主要産業の活性化を進めることで地域経済への波及効果を期待します。

一方で、茶業関連はより深刻な状況に置かれておりますが、急激な回復は期待できないところで、引き続き支援が行われることは重要であります。

また、多目的機能支払い交付金事業等を活用した集落への等の支援は、ふるさと納税の主要産品である良質な米の生産につながる重要な施策であると考えます。

東白川つながるナビ事業は、移住・定住を看板に人口減少、空き家問題、経済活性化に一度に取り組む事業であり、今後の事業の発展が期待されます。

これら令和3年度事業の財源は、新型コロナウイルス感染症の影響により、村税や地方創生交付金などで減額となりましたが、歳出の細かな見直しにより村債は前年度より8,900万円の減、また、基金繰入金は前年度より6,300万円減少しています。これは、財政健全化を強く意識したものであり、高く評価します。

特別会計においては、主たる課題である安定的な財政運営に努力を払いつつ、継続的にサービスを提供できる体制が整えられており、評価します。

この予算の執行に当たっては、無駄なく、かつより効果が得られるよう工夫されることを期待して、令和3年度東白川村一般会計並びに特別会計6会計の予算案の承認について賛成します。

○議長（樋口春市君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第15号 東白川村常勤の特別職職員の令和3年度における期末手当の割合の特例に関する条例についてから、議案第25号 令和3年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算までの11件について新年度予算関連として一括して採決します。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。議案第15号 東白川村常勤の特別職職員の令和3年度における期末手当の割合の特例に関する条例についてから、議案第25号 令和3年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算までの11件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

全員起立です。御着席ください。したがって、議案第15号 東白川村常勤の特別職職員の令和3年度における期末手当の割合の特例に関する条例についてから、議案第25号 令和3年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算までの11件は、原案のとおり可決されました。

◎議案第26号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第13、議案第26号 令和2年度東白川村一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

それでは、3月11日追加提出の議案書のほうを御覧いただきたいと思います。

2ページをはねていただいて、議案第26号でございます。

議案第26号 令和2年度東白川村一般会計補正予算（第10号）。令和2年度東白川村一般会計補正予算（第10号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ89万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億1,446万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費は、「第2表 繰越明許費」による。令和3年3月12日提出、東白川村長。

2ページほど飛んでいただいて4ページを御覧いただきたいと思います。

第2表 繰越明許費、4款1項、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、金額100万1,000円でございます。

では、事項別明細書は省略させていただいて、8ページを御覧いただきたいと思います。

8ページでございます。

2. 歳入。

13款2項4目衛生費国庫補助金でございます。補正額は95万9,000円の増額でございます。新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保の補助金でございます。

18款1項1目繰越金、補正額は6万7,000円の減額でございます。前年度繰越金で、収支のバランスを取るものでございます。

9ページをお願いします。

3. 歳出。

4款1項2目予防費、補正額は89万2,000円の増額でございます。説明欄を御覧ください。新型コロナウイルスワクチンの接種体制の確保事業でございます。職員手当、需用費につきましては計上しておりましたものに対して減額するものでございます。予算当初と比べまして、実情が変わってきましたので、現在の状況に合わせて減額させていただくものでございます。役務費についても同様でございます。委託料につきましては、国のほうがワクチン接種の履歴を一元化ということでシステム改修が必要ですので、この費用について増額させていただくものでございます。この費用については、そのまま繰越しさせていただくものでございます。工事請負費につきましては、以前修繕料でディープフリーザー用のコンセントを予定しておりましたけれども、新しくコンセントを設置するもので、修繕料ではなく工事請負費が正しいということで、県の指導も受けまして工事請負費のほうに変更するものでございます。内容については以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第26号 令和2年度東白川村一般会計補正予算（第10号）を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第26号 令和2年度東白川村一般会計補正予算（第10号）は、原案のとおり可決されました。

◎閉会中における議会運営委員会の継続調査について

○議長（樋口春市君）

日程第14、閉会中における議会運営委員会の継続調査についてを議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 桂川一喜君。

○議会運営委員長（桂川一喜君）

東白川村議会議長 樋口春市様、令和3年3月12日。

議会運営委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、東白川村議会会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査として下記の事項についての調査を申し出ます。

記1. 会期及び会期延長の取扱いについて。2. 会期中における会議日程について。3. 議事日程について。4. 一般質問の取扱いについて。5. 議長の諮問事項に関する調査について。6. その他議会運営上必要と認められる事項。

議会運営委員会委員長 桂川一喜。

よろしく申し上げます。

○議長（樋口春市君）

お諮りします。委員長から申出のあった事項については、閉会中における継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中における継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（樋口春市君）

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

令和3年第1回定例会を閉会します。

午前11時43分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員